

令和5年度 第2回鎌ヶ谷市文化財審議会会議録

開催日時 令和6年1月26日（金） 午後2時00分～
開催場所 鎌ヶ谷市役所庁舎3階 303会議室
出席委員 石神裕之委員長、金出ミチル副委員長、高見澤美紀委員、芝崎浩平委員
事務局 大塚生涯学習部長、市村文化・スポーツ課長、
後野主幹（事）文化係長、大竹主任主事、高木主事
傍聴者 0名

- 1 開会
- 2 生涯学習部長挨拶
- 3 委員長挨拶
- 4 会議録署名人の選出について
会議録署名人に高見澤委員・芝崎委員を指名（委員長を除く名簿順）
- 5 新指定文化財の答申
石神委員長から事務局へ答申書を渡し

【協議事項】

- (1) 国登録有形文化財澁谷家住宅保存活用計画（案）について
事務局より会議資料に沿って説明した。

〔質疑〕

石神委員長：39ページに保存の基本方針が書かれているが、江戸時代後期という年代評価は問題ないか。

金出副委員長：建物における年代区分では、江戸時代後期に入る。

石神委員長：前回の案の時に年代を特定しなかった理由は何か。

金出副委員長：建築当初から現代まで住み続けられたという重層的な部分を魅力として捉えていたが、基本方針としてまとめた際に江戸時代の建築という根本の価値が薄らいでいるため、このような文言となった。

事務局：金出副委員長に説明いただいた通りである。以前の基本方針は建築当初の部分が多く残るといふ建物自体の話と、生活空間の話が混ざっており、計画作成委員会でも指摘を受けた。そのため文言を整理し、保存すべき建物の年代は江戸時代後期とし、あわせて生活空間を守るといふ2段階に分けた。ただし、一文にわかりやすくまとめるという意図で、そぎ落としている部分もあり、足りない部分があればご意見をいただきたい。

金出副委員長：条件的なものを入れてもいいかもしれない。当初の姿に復元するとそれ以降の時代のものがなくなってしまう。

そうではなく、それ以降の時代のものを残すためには、どういうことができるか、従来の当初復元ではない姿の、今どきの文化財の修理と活用を含めた計画を練っていききたい。

大内委員：この保存における基本方針で、江戸時代から現在までというロングタームのものを活かしていきたいというような考え方が書かれていて、これに関しては、登録文化財に適した非常に良い考え方という印象を受けた。

保存年代の設定に関してだが、差替え前の案では「建造物の保存年代を特定の時代に設定しない」という記載があったため、この建造物自体の最後の状態をそのまま保存していく方針という印象を受けた。

しかし、今回の差替え案で、江戸時代後期の建物という価値が基本にあつて、生活の場としての建物の使い方等を合わせて保存していくという2段階の考え方になっており、この基本方針に寄り添った表現になると思った。

芝崎委員：計画案を読んだときに、機軸がどこに来るのかと思った。

それが今回、当初の江戸後期ということになれば、建物としてのアイデンティティみたいなものがきっちり取られたのではないかと思う。そして、現代まで使われ続けていた生活空間を残すという意思がここに設定されたので、例えば生活の中で使われていた道具であるとか、その家の記憶などが一緒に保存されるのかが非

常にわかりやすくなったと思う。

今後活用するにあたり、携わる人たちが、どこを基準に考えたらいいかということが、はっきりしたのではないか。

高見澤委員：澁谷家に関しては、江戸時代の建物に住む人々の生活習俗を含めた文化、今は残っていない暮らしの中で変化する生活習慣や暮らしの中で変化するものを文化と捉えている。そういうものが、澁谷家の上で再現されていくというのはすごく面白いなと思って期待していたところである。

生活文化等を含んだ痕跡等を入れてもいいのではないかと思った。どこまでを現代とするのかというところを少し絞っても、あの建物に関してはいいのではないかと思った。

差替え案で、「住まれ続けてきた」という文言が非常に気になるのと同時に、78ページだと「住まい続けられてきた」になっているため、この辺りはどちらかに統一してもいいのではないかと思った。

石神委員長：澁谷家住宅は、指定物件ではないが、指定物件と同様に扱うとすれば、建物についてしっかり述べる必要があると思う。保存年代の設定はもう少し具体的な表現にしたほうがいいのではないか。それとも大部分という表現は合っているか。

金出副委員長：大部分という表現は曖昧だと思う。

建築当初の構造というか骨組みというか、本質的な部分は全部残っている。茅葺屋根に鉄板が被せてあるなど、一部は改変されているが、それらは建物の表層であって、本質の部分は本当に素晴らしく残っている。

石神委員長：「主屋の骨格は」という表現はどうか。

金出副委員長：骨格は固い表現だと思う。

石神委員長：「大部分」という表現は、わかりやすいように感じるが、曖昧だと思う。これは直したほうがいいと思う。

金出副委員長：「躯体」という表現は具体的すぎる。「建築当初からの改変がごく少ない」という表現はいかがか。

石神委員長：躯体等を特に示さずに、主屋は建築当初から改変がとても少ないという表現をするということか。

金出副委員長：そうである。表現については、検討していただいていると思う。主語を建築にしてはどうか。当初のままというのは言い過ぎであるため、曖昧さを残しつつ、根本的な表現にできればいいのではないかと思う。

石神委員長：既に文化庁に提出していると思うが、そこで指示があるかもしれないので、その辺りを検討するべきなのかもしれないと思う。もう一つの生活空間の書き方について、高見澤委員から意見があったが、「住まわれ続けていた」という表現は「住み続けられてきた」と変えた方が良く思う。

石神委員長：「空間」というと場だけのように感じるが、その場に対する記憶まで含めるならば、空間に付帯しているものについても焦点をあてた方が良くはないか。

金出副委員長：昭和の時期で止まっているという特定の時代に焦点を当てるのではなく、建築された江戸時代から積み重ねられてきた生活の痕跡がそのまま身につけられているイメージである。

芝崎委員：生活文化を見せるということは、民具資料を多く展示し、例えば台所の部分に今のものと、昔のものを対比させるなどの内容の展示になってくる。

若い子どもたちが見学に来たときに、ただ建物があるだけだと、そこでどうやって人々が生活していたのかがわからないので、動きのある展示を見せることが、これから建物を残していく意味と思う。建物内に様々な生活道具が展示されていると、どうやってご飯を炊いていたか等を伝えることができる。そういう動的な展示をやっていただけると非常に嬉しい。

金出副委員長：歴史的建造物保存活用計画作成委員会では、空間ごとに保存年代を分けるという案もあった。様々な保存年代が混在できるのであれば、土間にかまどと、蛇口だけ昔ながらの、流しの銅板を貼ったものを置くとかできるかもしれない。動的な展示を行うと民

俗学的教育の場にもできると思う。

芝崎委員：澁谷家住宅をどう使うか、要するに活用というところになると思う。やはり地域で活用されないと、どうしても残す意味を問われると思う。

金出副委員長：動態的な展示というイメージから言葉を作ってもいいかもしれない。

もう一つ、基本方針の文の最後に、「なお、米蔵と門も同様の方針とする」という表記をいれてはどうか。両方とも主屋と同じ保存年代にはできないが、澁谷家住宅のパンフレットには、米蔵は昔もあったと書かれている。絵図に書かれている建物が、現在の建物と同規模であっても同じ建物かは、不明であり今後の調査で明らかになると思う。

澁谷家の登録有形文化財への登録の際には、くぎの梓木が使われているため、一応上限を明治時代中期としているが、不確定な部分がある。

そういう意味でも、米蔵と門の保存の方針をどうするかを入れた方がいいと思う。

しかし、計画に書かれた保存方針にそのまま入れると米蔵と門の年代も江戸時代になる可能性もある。

石神委員長：この保存年代は、「主屋は」と書いているため、そこに付帯してくるものについては、方針は同じだけれども、決してそこに江戸時代後期が全部乗っかってくることはないと思う。

事務局：芝崎委員からいただいた意見は保存活用計画の作成委員会でも、建物の展示でよく見られる家具等が何もない状態では生活の様子が全くわからないという同様の意見が出たところである。また、今ある炊飯器や冷蔵庫等を生活していたような形で露出展示をするという意見も出ており、事務局としてもその方向でやっていきたいと考えている。

そこで、この生活空間という表現を、生活文化という表現にするということに、ご意見をいただきたいと思う。

石神委員長：後述の活用計画に関わることだと思う、また活用する際にどこまで活用して何を示すのかというところに、この保存年代の表現がどこまで影響を与えるのかというところもあると思う。ただし、基本的にシンプルな表現なので、何とでも解釈できるという点では、このままでもいいのではないかなと思う。生活空間を生活文化にする点については、どうなのか。

芝崎委員：空間を残すということは大事なかなと思う。文化だけだと、空間が必ずしも必要ではないので、両方の言葉が必要なのかなと思う。

石神委員長：生活空間と民俗文化というように、よく表現されるが民俗文化という表現が随分古い感じになる気がする、その辺が、この表現でいいのかどうかというところもあるとは思う。

芝崎委員：暮らしだとか、生活という言葉でもいいのかなと思う。

石神委員長：住み続けられてきた生活空間と暮らしが残っているという表現になるのか。営みというのか。

大内委員：営みが残っているという表現はしないと思う。

生活空間が残されているのは空間だけれども、そこのベースになっているのは、暮らしとか文化とかが当然含まれているということをして市の中で認識していくということになるかなと思う。私は、生活空間という表現で、あまり引っかかりはなかった。保存年代の設定は、あくまでもその保存の方針ということなので、活用方針で文化とか空間だけではなく、暮らしとか文化の部分を活用していくというのが反映されているので、この内容のままでいいのではないかなと思う。

高見澤委員：活用計画の内容と、基本方針を見ていく中で、市として活用したいという部分、また国の方が許可しやすいものと、実際に使う人たちが使いたいという形が、見合ってくるかが問題であると思った。

活用とはどうすれば長く受け継いでいけるか、そして、市内・市外問わず様々な方は見て、使っていただいた上で、澁谷家住宅やその歴史について親しみを持って理解していただけるかということ

ころまで含めるものとする。まだ小中学校での教育、資料館として展示という活用だけではないものを考えたいと思う。この活用計画に関して、もう少し臨機応変な活用に関する内容を含めることができるのか。

事務局：活用の基本方針の5番目に地域住民の交流の場として活用すると記載している。建物の見学だけではなく、農業体験のような交流イベントの開催、ボランティアの育成を実施していきたいと考えている。長く受け継ぐという点では地域の人々に関わってもらえる形を作っていきたいと考えている。

高見澤委員：地域の方々が、澁谷家に対して長年もっている思いは、非常に重要なものだと思う。地域のためというのは大事だと思う。

しかし、活用という形になった時に、地域外の人たちに対してどのように開いていくのか、ゆくゆくは鎌ヶ谷市をどのように市外の人々にアピールするのかというところにも関わってくるものだと思う。

こういう文化財を使って、市の良さや、それを発信していくというところに、活用を広げていく。

文化財は、市のブランディングに関わってくるものと思っている。

そのため、その最初として澁谷家を活用していくと考えたときに、市内の対象や、市内の小学生への普及という記載があるので、歴史に今興味がない方々、特に新しく移り住んできた方々もしくはこれから移り住もうと考えている方々にアピールする物として何かできないだろうかというのが、毎回他でもやるんですけど、市の文化財の活用と言われる時に、硬いものだけではないもの、そこを場所として利用して、何かもっとアイデアを出しても面白いと思う。

芝崎委員：駐車場の問題があると思う。

学校が来る場合でもバスが乗り降りできる場所が必要であり、一般の方をイベントに呼んだときにも駐車場の問題もあると思う。

活用の人数を1回15名程度としているが、少ないと思う。

事務局：澁谷家住宅の地域は都市計画法の第1種低層住居専用地域にかかっており、住宅か、その地域の人たちが使う図書館、考古資料館のような建物であれば建てることできる。このような周辺の住環境を害さない建物しか建てられないという制限がかかっている地域であるため、庁内の建築住宅課と協議を重ねていき、15名で、年6回という活用方法で落ち着いた。

そのため、公開当初は制限を設けて運用していき、庁内の理解と周辺住民の理解を得ながら回数を増やすようにしていきたいと考えている。

芝崎委員：地域住民との交流の場ということは、澁谷家住宅を活用する人たちを集めるというイメージではいるのか。

事務局：そうである。

芝崎委員：その人たちの人数も含めて15名ということか。

事務局：15名という人数は建物に1度に入れる人数が15名ということである。建物自体を今後整備していく中で、補強とかもあり、実際にはもう少し入っても大丈夫かもしれないが、一度に建物に入る人数としての15名で、敷地に対して15名というものではない。そこは畑の活用や、他の敷地内での空間の活用というのはまた別の人数というところにはなってくるかと思う。

高見澤委員：活用計画の公開計画の公開方法として今15名程度を想定して見学会が年4回、イベントが年2回、と記載されているが、保存活用計画に書かれていても、変更可能ということで良いか。

事務局：変更していくように働きかけていきます。

大内委員：変更認定の変更はおそらくもう1回再認定が必要になると思う。

金出副委員長：「当面は」と書いておいて、ここの計画自体5か年度の計画であると、最後の方に書いてあるので、そのあとにまた更新したりすると思う。

85ページに活用の体制ということで、市民ボランティアとともに、ここの場を活用していく、いろんな面で市民ボランティアの

協力を得ることが、防災体制とか、日々の管理とか、その他いろいろなことに関わってくる。

そのため、基本方針の中に、体制のことを具体的には書かないにしても、使う方々の意見を取り入れながらという意味の言葉を含めることができないかと思った。

地域住民が交流する場としたいのであれば、例えば会議室や小さなサークル活動のような公民館利用の形態など、いろんな活用の可能性があるのではないかと思う。

5個目の項目は結構重要で、そこに未来を感じさせるような使命のもとにしておきたいと思った。

石神委員長：ボランティアの方々も含めた多くの人たちが関われる空間としての使われ方というのはとても大事だと思う。

大内委員：例言のところで、本計画が重要文化財建造物保存活用計画策定指針に基づき作成したと書かれているが、これは文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針ではないか。

事務局：そのとおりである。ご指摘いただいた内容に修正する。

大内委員：本計画の作成業務について、委託をしているが、委託機関ないしは作成機関みたいな表記を入れた方がいいかなと思った。

64ページ、環境保全の関係で、管理車両の通路について、門の前まで車両付け、そこからは手運び、もしくは門にぶつかる危険のない軽車両を使用すると書かれているが、車両が入れない状態にしてしまうのは、防災やその他修理等を考えると、やはり不安が強い。

門の脇を通る道を使わせてもらうのはどうか。やはり建物、主屋のそばまで車両が近づけるような状態にしておく方がいいのではないかと思った。

特に消防車等の緊急車両が近くに寄れない状態というのは不安である。

澁谷氏との敷地道路境界に柵を設置するような計画だと思うが、出入りができるような部分で可動式の何かにしておくと車両は建

物近くまで寄せることができ、良いのではないか。

活用に関して、小学生等の校外学習の対応みたいなものは実施する方針という内容は記載してもいいのではないかと思う。

保存活用の方針にもあるとおり、澁谷家住宅は江戸時代の建物だけではなく、昭和の暮らしを見られるということであれば、それこそ今の子供たちは知らない少し前の暮らしを体感できるいい機会にもなると思うので、小学校3年生の校外学習に必ず利用されるといいのではないかと思った。

広域的な活用に関して、澁谷家住宅は佐津間地区内の文化財の核のような位置付けになっていくと思う。澁谷家住宅を核にしつつ、周囲の広いエリアでの文化財の保存と活用に繋がっていくというのはしっかり書いていただくといいと思う。

記載の地図ももう少し広い範囲を示し、佐津間城との関係もわかるようになるといいと思う。

事務局：小学校の校外学習というところについて、活用計画で主に示しているものは、一般の方に対してのイベントというところなので、例えば近くの小学校、中学校の受入れというのは行っていきたいし、こちらからも働きかけをしていきたいと思っている。澁谷家住宅を今後引き継いでいってもらう子供たちに対しての普及というところは、行っていきたいと思うので、その内容をどのように活用計画に入れるかは検討する。

石神委員長：防火対策或いは避雷針とかの雷対策、火事対策はしっかりとした方がいいと思う。

今回の計画でも65、66ページ以降で防火対策などを記載しているとは思いますが、木造の文化財はちょっとした火事でも全焼するおそれがある。防火対策は早めにしっかりと対策はとった方がいいと思う。

特に避雷針等の対策については、早めに行えるところはしていただいた方がいいのではないかと思う。

今後の活用の面でも、防火対策の面でも、隣地との境を塀で区切

るのは望ましくないと思う。

プライバシーの問題があるので、区切らないような構造物の設置はできないのだろうか。史跡の管理と同様に危険木撤去など人力ではできないことが出てくると思う。

そのため、ある程度の大型車両が入るような空間、道路を確保しておく方法を考えておいた方がいいのではないかと思う。これは今後の活用とか保存に向けた意味でも重要だと思う。

私は文化財の本質的価値というのは、その場所にあるということの意味だと思う。それをどう表現できるかという点を、活用の中でしっかりと考えていただきたいと思う。

建物は移築することも可能だと思うが、そうではなくこの場所に残すことに意味があると思う。

そこを忘れないようにして、活用計画は作った方がいいと思う。

文化的景観という言葉もあるが、日本だとどうしても生業空間みたいに捉えられるが、世界的には人の暮らしの中にある文化財と捉えられている。つまり佐津間の場所にあるということ、地域の中で存在してきたこの澁谷家住宅は何なのかということの説明できないといけないと思う。

暮らしの中で築いてきた澁谷家住宅だということを、地域の方に知っていただく。それだけではなく、佐津間の中にある意味を地元以外の方にも伝えていくと、赤報隊や澁谷総司について関心のある人はいらっしゃるもので、ちょっとしたきっかけで、多くの人に知られるものにもなりうるものと思う。このように、澁谷家住宅というのは、鎌ヶ谷市における文化資源としての価値は非常に高いものだと思うので、ぜひ良い活用計画にしていきたいと思う。

14ページ「昭和50年代末に門は修復され・・・」とあるが、同じ文章が2回繰り返されている。

しっかり校正をしていただきたいと思う。

【報告事項】

(1) 令和5年度文化財保護主要事業について

事務局より会議資料に沿って説明した。

〔質疑〕

石神委員長：発掘調査に関して、野馬堀の調査では遺物は出ないのか。

事務局：出ない。野馬堀の方向を確認する調査で一部しか掘ってないが、今のところ出ていない。

石神委員長：野馬堀がいつまで空いていたのか気になる。ゴミでも近代以降のものでも出ていれば面白いと思う。

(2) 令和6年度文化財保護主要事業について

事務局より会議資料に沿って説明した。

〔質疑〕なし

(3) 令和5年度国史跡下総小金中野牧跡周知普及事業及び令和6年度国史跡下総小金中野牧跡周知普及事業について

事務局より会議資料に沿って説明した。

〔質疑〕

石神委員長：産業フェスティバルには初参加で、270名の見学があったとのことだが、来場者の反応はどうだったか。

事務局：産業フェスティバルは、市内の商工会が主催するイベントで市内の商品が並び、人気の行事である。参加者は歴史にあまり興味がない人が多かったと思われるが、270名の見学は実数であり、みんな足を止めて説明を聞いてくれた。鎌ヶ谷市にもこういうものがあるのかと興味を持ってもらえたと感じる。これまで参加費が一万円かかるということで、参加を見合わせてきたが、交渉の結果、市の事業ということで、参加費を免除してもらえた。来年も同様の扱いにしてもらえるようであるので、引き続き参加したいと考えている。

石神委員長：裾野を広げることが大事なことと思う。参加費も免除ということはありがたいことで、準備等が大変だが、そういう機会を見つけてやってほしい。

高見澤委員：やはり現地で色々見られる春の牧ウマまつりが重要であると思

う。それ以降のイベントはなかなか現地に行くことが少ないと思う。例えば今回の産業フェスティバルで春のイベントでは現地も見られると案内を出してもいいと思う。

事務局：次年度の春の牧ウマまつりのポスター製作は例年1月～2月に行っているため、産業フェスティバルには間に合わなかった。しかし、過去のポスターを掲示し、こういったイベントを実施しているという案内はできた。次回出展の際も過去のポスターを掲示してアナウンスしていきたいと考えている。

閉会

【会議終了】以上

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証する。

令和6年7月26日

署名人 金出 ミチル

大内 千年